

令和6年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(スマートシティ関連)

令和5年7月

大 阪 府

令和6年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (スマートシティ関連)

日頃から、大阪府のスマートシティ関連施策の推進につきまして、格別の御高配と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国においては、少子高齢化への対応や国民の QOL の向上といった課題の解決を図るため、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け強力にデジタル化施策を推進していくこととされています。

大阪府においても、国の動きに呼応した市内及び府域全体のデジタル化に関する施策を迅速かつ強力に実行し、日本経済の起爆剤となる大阪・関西万博の成功に繋げていかなければなりません。

そのために、ヘルス分野のスタートアップ支援等によるスマートヘルスシティの推進や広域データ連携基盤によるデータ利活用の促進等、スマートシティ化への取組を強力に推進していくこととしています。

我が国の将来を見据え本府がなすべき事業を適切かつ効果的に展開していくにおいては、旧来の規制の改革や新たな法制度の整備、所要の財源の確保が重要となります。

令和6年度の国家予算編成に当たりましては、本府のスマートシティ関連の取組について十分御理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

大阪府知事 吉村 洋文

I. 国家戦略特区を活用した取組	
1. スーパーシティ構想の推進	1
2. 国家戦略特区の推進	1
II. 住民向けデジタルサービスの推進	
1. デジタル田園都市国家構想交付金の拡充	1
2. スマートヘルスシティの推進	2
3. デジタルを活用した高齢者支援の推進	2
4. スマートモビリティの推進	2
5. 万博会場内外での高度な通信環境の整備・充実	3
6. マイナンバーカードの普及促進	3
III. 行政 DX の推進	
1. 自治体システム標準化の推進	4
2. デジタル人材の確保	4

I. 国家戦略特区を活用した取組

1. スーパーシティ構想の推進

- スーパーシティ型国家戦略特別区域に指定された大阪市域において、空飛ぶクルマの早期社会実装や英語による医師・看護師試験の実施等、モビリティやヘルスケアに関する先端的サービスの実証・実装のため、規制改革を早期に実現するとともに、財源措置を含めた事業者等への支援を行うこと。
- また、スーパーシティ構想における広域データ連携の基盤となる「大阪広域データ連携基盤（ORDEN）」の整備・運営及び地域ニーズに対応するための機能拡充等の継続的な財政支援に加え、個人情報を含むデータの利活用促進に必要な制度整備を図ること。

2. 国家戦略特区の推進

- 国家戦略特区について、国において企業のビジネス展開の意欲を後退させることのないよう、岩盤規制に対する改革姿勢やスピード感をもって、一層強力に推進すること。
- また、特区を核としたさらなる競争力強化のため、租税特例措置の現状の要件等を維持するとともに、今後とも継続的に実施すること。

II. 住民向けデジタルサービスの推進

1. デジタル田園都市国家構想交付金の拡充

- デジタル田園都市国家構想交付金について、実証事業もその交付対象とする等、運用の弾力化を図るとともに、予算を大幅拡充し、新たな住民向けデジタルサービスの導入をめざす自治体を引き続き支援すること。

2. スマートヘルスシティの推進

- 本府が大阪・関西万博のテーマである“いのち輝く未来社会のデザイン”を实践するスマートヘルスシティモデルとして世界のトップランナーとなるため、国においても以下の取組について強力に推進すること。
 - ① デジタル技術を活用した次世代スマートヘルス分野に関し、SaMD 等に係る規制改革について、本年6月の規制改革推進会議答申を踏まえ、SaMD 等の普及に向けた広告規制のあり方や医療等データの利活用法制の整備等について検討を進めること。また、当該答申に掲げられた事項について、その有効性等に係る実証的検証を行うとともに、今後もさらなる規制改革に向けた検討を行うこと。
 - ② SaMD 等の開発やサービス化の促進に向け、スタートアップ等が大学等の研究機関と共同で行う試験研究に係る研究開発税制の拡充を図ること。また、大阪におけ

る国の相談支援機能の強化を図ること。併せて、健康寿命の延伸に資する non-SaMD の普及に向け、認証制度等の検討を行うこと。

- ③ 医療等データの二次利用を促進し、企業の研究開発等を加速させるほか、個人データ等の提供やその利活用に係る社会受容性が高まるよう、所要の財政措置や、ルール整備・標準化に対する支援等を行うこと。
- ④ 大阪において大阪・関西万博の機を捉えて開催されようとしている世界的ヘルスマICE について、国としても国内外に強く発信する等の支援を講じること。

3. デジタルを活用した高齢者支援の推進

- 高齢者が健康で便利な生活を送るためには、高齢者が手軽に安心してデジタルサービスにアクセスできる環境が必要。そのため、以下について必要な支援を講じること。
 - ① 本府では、高齢者の生活を健康で便利なものにすることを目的に、公民の優れたデジタルサービスをワンストップで提供する「スマートシニアライフ事業」を実施している。高齢者福祉の向上につながるデジタルサービスの開発には、長期間かつ多額の初期投資を要するものがあることから、こういった社会課題解決に資する開発等を担う民間企業等に対し、財政措置等必要な支援を講じること。
 - ② 高齢者等が身近な場所でデジタル技術の利活用に関する相談や学習を行うことができるよう、市町村や携帯キャリア、地元 ICT 企業等による講習会の開催や支援員の育成等に対して財政措置を拡大する等、デジタルデバイド対策の充実強化を図ること。その中でも特にデジタル活用支援推進事業については、視覚障がい等の障がい者向けの講習会を開催する際に支障となる要件の緩和を図ること。

4. スマートモビリティの推進

- AI オンデマンド交通は、超高齢・人口減少社会において、住民へのきめ細やかな交通サービスの提供に有効な手段となるものである。このため、導入を進める自治体や交通事業者に対し、実証段階のみならず、運用に対して財政措置を行う等、その促進を図ること。
- 万博の会場アクセスにおいて、自動運転（レベル4）を実現させるため、必要となる高度な通信環境や路側センサー等のインフラ整備が進むよう必要な支援を講じること。また、遠隔管制の運行基準や監視員の資格要件に関する具体的な制度整備や運行事業者等が実施する自動運転（レベル4）移動サービスの実証・実装運行に対する財政支援を行うこと。
- 万博等を契機に、今後とも大幅な増加が見込まれる関西への来訪者を周遊させる「関西 MaaS」の推進や、データ連携基盤を活用した「(仮称) OSAKA ファストサービス」等の先進的なデジタルサービスの実現に向け、自治体や事業者によるデー

タ連携やシステム整備に係る財政支援を行うとともに、事業者間の連携が進むよう積極的な働きかけを行うこと。

5. 万博会場内外での高度な通信環境の整備・充実

- 大阪・関西万博の成功に向けて、万博会場内外で5Gをはじめ必要な通信環境の整備・充実が図られるよう通信事業者へ働きかけること。特に、万博開催時のインパウンドの増加に対応できる十分な「高速・大容量」の通信環境を早期に確保するとともに、5G本来の機能が全て発揮され、住民QOL向上につながる革新的なサービスが実現できる通信環境整備に向けて積極的に取り組むこと。

6. マイナンバーカードの普及促進

- マイナンバーカードについては、今後のデジタル社会の基盤として、「ほとんどの住民が保有」することを想定した普及が進められているが、国として、国民が安心してマイナンバーカードを活用した様々なサービスが受けられるよう、マイナンバー情報総点検本部による取組を着実に進めること。また、この上で以下のような対策を引き続き講じること。
 - ① マイナンバーカードのメリット、安全性や信頼性、注意すべき事項等について、より分かりやすい周知・広報を行うこと。
 - ② マイナンバーカードに格納される電子証明書の更新について、利用者の利便性向上を図るため、更新手続きができる場所を拡充するとともに、オンラインでの更新手続きを可能とすること。
 - ③ 公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、各種免許証や障がい者手帳等との一体化、手当や還付金等を受給できるプッシュ型サービスの実施等、住民がマイナンバーカードの取得による利便性向上を実感できる取組みについて、関係機関と連携を図りながら確実に実現すること。また、デジタル庁が推進する「書かないワンストップ窓口」の取組みをはじめ、マイナンバーカードの利活用に取り組む地方自治体に技術面や財政面での支援を図ること。
 - ④ 地方自治体がマイナンバーカードの交付申請増加への対応や利便性向上に向けた取組み等を実施できるよう、交付体制の整備等について、引き続き、十分な財政措置を講じること。
 - ⑤ 公金受取口座や健康保険証との情報紐づけ等を行う際、システム面でのチェック機能の拡充を図る等、誤った情報紐づけを防止する仕組みの構築等に取り組むこと。

III. 行政 DX の推進

1. 自治体システム標準化の推進

- 市町村における基幹業務システム（住民記録、税、福祉等の情報システム）は、令和7年度末までに、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を求めているが、市町村の取組みに混乱を生じさせないよう十分に地方等の意見を聞くとともに、市町村のデジタル人材不足や高騰する移行費用等、人材面や財政面等の負担軽減が図られるよう必要な措置を講じること。

2. デジタル人材の確保

- 国が市町村のデジタル人材確保として実施している、民間企業等の外部人材の任用等に関する特別交付税措置等の支援と同様に、広域自治体においてもデジタル人材を円滑に活用するために必要な措置等を講じること。